

地方税財政改革の推進に向けて

一昨日、政府の地方分権改革推進委員会において、第3次勧告の柱となる地方税財政改革に向けた論点整理素案が示された。地方分権改革推進委員会におかれでは、平成19年4月の発足以来、精力的に論議を積み重ねてこられたことに敬意を表するものである。

地方分権改革の一層の推進のため、税財政改革が不可欠であることは論をまたない。しかしながら、一昨日示された素案には、素案段階とはいえ、いくつかの根本的な疑念があり、国・地方が手を携えて住民サービスの一層の向上に取り組んでいくためにも、今後の論議において、下記の点に十分配意することを強く求めるものである。

地方六団体としても、地方分権改革の具体化に向け、全力で取り組む所存である。

記

- 1 国税と地方税の税源配分については、国と地方の最終支出の比率に税源の配分を近づけるよう、まずは5：5とすべきである。これは、地方税財源の充実強化により地方分権を進めることを目指すものである。

今回の素案で示された「地方税比率」の引上げという提案では、仮に地方交付税と補助金等を単純に減らせばそれだけで引上げが実現することとなり、これでは、地方分権の実をあげることができない。このような概念を採用することは不適当である。

重要なことは、地方交付税の復元・増額を含め、地方自治体が担う住民に身近な行政サービスに応じた安定的な税財源を保障することであり、必要な一般財源総額の確保を明確にすべきである。

- 2 地方自治体が実施している事務について、義務付け・枠付けを見直しても、その事務自体は引き続き行わなければならない場合、財源保障の必要範囲に変わりはない。したがって、地方交付税の財源保障機能は、その財源調整機能と同様、引き続き重要である。
- 3 地方税財政改革は、地方自治体の行政の現場に直結する課題であり、当事者である地方自治体の意見を十分に聞いて検討を進めるべきである。

平成21年7月2日

地方六団体

全国知事会会長	麻 生 渡
全国都道府県議会議長会会长	大野 忠右工門
全国市長会会长	森 民夫
全国市議会議長会会长	五 本 幸正
全国町村会会长	山 本 文男
全国町村議會議長会会长職務執行者 副会長	小 川 勇